

令和8年度介護ロボット実用化促進事業
介護事業所募集 Q&A

【共通】

Q1. 試験導入・効果検証する介護ロボットの数量はどのように決定されますか。

- 応募いただいた内容を精査し、事務局等が決定します。

Q2. 介護事業所が、この事業に応募するメリットは何ですか。

- 介護ロボットコンサルタントによる介護ロボット活用の助言を受けることができます。また、効果検証に必要な費用支援を受けることができます。

Q3. 効果検証のために試験導入された介護ロボットは、効果検証終了後も使用できますか。

- 効果検証終了後も、一定期間に渡って介護ロボットを活用いただけます。活用可能な期間は、最長で令和9年2月末までを想定しています。

Q4. 効果検証の結果、介護ロボットの本格導入を希望する場合は、どのような支援が受けられますか。

- 効果検証に使用した機器の買い取りやリースを行いたい場合は、介護ロボットコンサルタントが支援期間中に相談をお受けします。
- また、本格導入したい介護ロボットが各種補助金の対象である場合は、介護ロボットコンサルタントが支援期間中に相談をお受けします。

Q5. 自社が管理する複数の事業所を対象に応募することは可能ですか

- 可能です。

Q6. 効果検証を実施するにあたって施設側にこういった負担が生じますか。

- 施設の皆さまには、主に以下の対応をお願いする予定です。
 - 介護ロボット導入前の調査
 - 効果検証期間中の介護ロボットの運用
 - 介護ロボット導入後の調査
- 調査内容の詳細は採択後にご案内いたしますが、アンケート調査や業務時間の計測などを想定しています。
- 効果検証の結果公表や大学の分析研究結果の公表にご同意いただきます。

Q7. 効果検証期間中も通常の業務を行いながら取り組みますか？

- はい、取り組むことが可能です。効果検証の経験が豊富な介護ロボットコンサルタントが、通常業務に支障をきたさないよう、効果検証の進め方について助言・支援を行います。

【募集区分：入所型・見守り】

Q8. 見守り機器の導入経験がある事業所は応募対象になりますか。

- 体動型・バイタルタイプの見守り機器（例：眠り SCAN）の導入経験の有無は問われません。
- ただし、原則として、「カメラタイプの見守り機器の導入経験がない事業所」が応募対象です。
- ここでいう「導入経験」とは、現在使用中、または一定期間継続的に使用していた実績があることを指します。
- なお、短期間（例：1週間程度）の試用は「導入経験」とはみなしません。また、施設内の一部で使用していた場合でも、今回の効果検証を行うフロア・ユニットで使用実績がなければ応募可能です。

Q9. 4(2)応募ルールにおいて、「対象エリアごとに、職員の体制およびオペレーション（シフト作成、各介助の提供等）がそれぞれ独立していること」とありますが、具体的にはどのような状態を指しますか。

- 「対象エリアごとに体制およびオペレーションが独立している」とは、以下ののような状態を想定しています。
 - シフト作成や職員配置が各対象エリア（フロアやユニット）で完結しており、原則として他フロアへの職員の兼務や応援がないこと
 - 食事・排泄・入浴などの各介助業務や記録、申し送り等も、各対象エリアの職員が完結して対応していること
 - 管理者等の一部職種を除き、日常的な業務運営が対象エリア単位で自律的に行われていること
- このように、対象エリア間で人員や業務が交差せず、比較検証が可能な運営体制が条件となります。
- なお、望ましくない例（NG例）としては以下のものがあげられます。
 - 対象エリアごとのシフトが組まれておらず、全館共通のシフトで職員を流動的に配置している
 - 介助業務を横断的に実施している。例えば食事介助や排泄介助を他対象エリアの職員が日常的に対応している

- 担当エリアに明確な固定がなく、職員が日々異なるエリアをローテーションしている